

京都市立小学校条例の一部を改正する条例（平成23年12月21日京都市条例第28号）（総合教育センター東山区南部小中一貫校開設準備室）

京都市立一橋小学校、京都市立月輪小学校及び京都市立今熊野小学校を統合して京都市立東山泉小学校を設置することとしました。

なお、京都市立東山泉小学校においては、京都市立月輪中学校（京都市立東山泉小学校の設置に併せて京都市立東山泉中学校に名称を変更します。）の施設も利用してその教育を行うこととし、両校において、小学校における教育と中学校における教育を一貫して行うこととします。

改正前		改正後	
名称	位置	名称	位置
京都市立一橋小学校	京都市東山区鞠町通正面下る上堀詰町272番地の1	京都市立東山泉小学校	京都市東山区大和大路通七条下る5丁目下池田町527番地
京都市立月輪小学校	京都市東山区本町通三ノ橋上る本町十七丁目358番地		
京都市立今熊野小学校	京都市東山区今熊野南日吉町27番地の3		

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市立小学校条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年12月21日

京都市長 門川 大作

京都市条例第28号

京都市立小学校条例の一部を改正する条例

京都市立小学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

京都市立一橋小学校	京都市東山区 新 通正面下る上堀詰町272番地の1
京都市立月輪小学校	京都市東山区本町通三ノ橋上る本町十七丁目358番地
京都市立今熊野小学校	京都市東山区今熊野南日吉町27番地の3

を

京都市立東山泉小学校	京都市東山区大和大路通七条下る5丁目下池田町527番地
------------	-----------------------------

に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(総合教育センター東山区南部小中一貫校開設準備室)